

令和7年12月15日  
千葉市社会福祉協議会  
総務企画課  
電話 209-8863

## 職員の懲戒処分について

本会職員に対し、服務規律違反による処分を行いましたので、お知らせします。

### 1 被処分者及び処分内容

(当事者)

所属	職名	年齢	性別	処分内容
中央区事務所	貸付相談員 (非常勤嘱託職員)	59	男	停職1か月

(管理監督者)

所属	職名	年齢	性別	処分内容
中央区事務所	所長	58	男	厳重注意

※上記の管理監督者への処分は、懲戒処分にはあたらない処分外処分となります

### 2 処分年月日 令和7年12月15日（月）

### 3 事案概要

当事者は令和7年8月より、生活福祉資金貸付制度の複数の相談者に対し、個人の判断で私的に無利子での貸付を行っていたことが発覚し、貸付相談員としての職の信用失墜行為や、職務上知り得た個人情報の無許可使用などが確認された。

### 4 再発防止の取組み

非常勤嘱託職員は専門的知識・経験を有し事業の運営に関する業務を委嘱された職員であり、貸付相談員が本会の制度外で私的な貸付を行ったことはあってはならないことである。

今後、二度とこのようなことが起こらぬよう、私的貸付の禁止や個人情報の取り扱い等について会長通知を発出し、改めて職員に対し、法令遵守意識を求めるとともに指導・啓発に努める。